

ID: 39

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	高根沢町上高根沢地区コミュニティセンター管理規則 第8条第1項(第10条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成11年教育委員会規則第5号		
【基準】			
第8条の規定による。 (利用の制限)			
第8条 所長は、次に掲げる者に対して入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。			
(1) 伝染性疾患があると認められる者			
(2) 秩序を乱し、公安を害するおそれがあると認められる者			
(3) 専ら営利を目的とする者			
(4) その他管理上支障があると認められる者			
2 所長は、コミュニティセンターの全部又は一部について専用の許可をした場合において必要があるときは、一般の入場者を制限することができる。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日